

委員会提出決議案第2号

指定管理者制度の適正な運用を求める決議について

地方自治法第109条第6項の規定により、指定管理者制度の適正な運用を求める決議を別紙のとおり提出する。

令和5年12月19日提出

提出者	総務文教常任委員長	伊場	勇
賛成者	総務文教常任副委員長	森山	喜久
	総務文教常任委員	大井	淳一朗
	総務文教常任委員	岡山	明
	総務文教常任委員	笹木	慶之
	総務文教常任委員	白井	健一郎
	総務文教常任委員	松尾	数則

指定管理者制度の適正な運用を求める決議

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とし、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む法人や団体等に公の施設の管理を委ねるものである。

このたび、令和5年第4回（12月）定例会において6件の指定管理者の指定に係る議案が上程され、市民サービスに欠かせない施設のその後5年間の運営を左右する重要な審議がなされた。

その中で、「議案第86号山陽小野田市きららガラス未来館の指定管理者の指定について」に関して、これまでの指定管理者には実績があり、また同指定管理者が相応の知見を有していることを理由に単独指定をした旨の説明が行われた。しかし、当該施設の指定管理者の指定に係る議案審査においては、過去の審査において「単独指定は最大2回までにする」とした取扱基準が示されたにも関わらず、その基準は令和3年9月に撤廃され、このたびで3度目の単独指定とする議案が提出された。平成22年12月28日付総務省通達には、指定管理者の選定については「複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい」とされており、議会としては、行政手続の公正性、透明性及び競争性を確保すると共に、コスト削減など効果的、効率的な行政運営を行う視点から選定が行われるべきであると考えます。

また、議案審査において審査集計表の点数に係る詳細な資料等がなかったため、審査に支障を来した。

これらのことを踏まえ、審議を円滑に行うため、以下の3点を求める。

記

- 1 公正性、競争性及び透明性を担保するため、指定管理者の選定に当たっては公募を原則とすることを最も重要視すること。また、特別な理由により単独指定とする場合の要件については、広汎に解釈されることがないように、詳細に規定すること。
- 2 前項を踏まえ、客観的な指定管理者の選定を行うことができるように、指定管理者を選定する手続を適正化し、運用マニュアルを見直すこと。
- 3 指定管理者の指定に係る議案を審査する委員会に対しては、審査集計表の詳細な点数が分かるもの等可能な限り詳細な資料を提出すること。

以上決議する。

令和 年 月 日

山陽小野田市議会